

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課において縦覧に供します。

平成二十九年六月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十九年五月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人吉野総合研究所

三 代表者の氏名

近藤 章

四 主たる事務所の所在地

吉野郡大淀町大字北野六八番地の四六

五 定款に記載された目的

この法人は、たぐいまれなる自然環境と歴史的・文化的資産に育まれてきた吉野の地において、この地域におけるまちづくりのあり方と方向性を見い出すべく、調査研究及び教育啓蒙活動を行うことにより、公益の増進に寄与することを目的とする。